

1 事業概要

- 省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、**高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池等**に対して補助を行うとともに、**併せて太陽光発電設備を設置**する場合に**上乘せ**して補助

2 事業内容

- 事業期間 令和4年度から令和6年度まで
- 予算規模 337億円（令和4年度分）
- 補助項目（補助率等） 次ページ参照
- 申請受付開始日 **2022年6月22日（水）** 対象：①断熱改修・②蓄電池
③～⑥は7月から順次
※申請受付開始前に契約又は工事した案件も補助対象となります。〔令和4年4月着工分から適用〕
- 申請受付窓口 (公財) 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）



【お問合せ先】

要綱、申請手続等はクール・ネット東京ホームページをご参照ください。

HP：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solar

①断熱改修：電話：03-5990-5066

②蓄電池：電話：03-6258-1510

※その他事業（③～⑥）は順次申請受付を開始します。

詳細は、環境局ホームページをご確認ください。

HP：<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/dannetsu-solar.html>



3 補助項目

項目		補助率	補助額（最大）	
①	高断熱窓・高断熱ドアへの断熱改修	既存	1 / 3	1 1 6 万円
②	蓄電池の設置	新築・既存	1 / 2	1,000万円（100kWh未満） ^{（※1）}
③	V2Hの設置 ^{（※2）}	新築・既存	1 / 2	5 0 万円
			1 0 / 1 0 ^{（※3）}	1 0 0 万円
④	賃貸住宅向け断熱改修（先行実装事業）	既存	4 / 5	6 8 万円
⑤	太陽熱利用システムの設置	新築・既存	1 / 2	4 5 万円
⑥	地中熱利用システムの設置	新築・既存	1 / 2	1 5 0 万円



①～④の上乗せ補助

太陽光発電設備の設置 ^{（※4）（※5）}	新築住宅	[3kW以下の場合]	1 2 万円/kW
		[3kWを超える場合]	1 0 万円/kW（5 0 kW未満）
	既存住宅	[3kW以下の場合]	1 5 万円/kW
		[3kWを超える場合]	1 2 万円/kW（5 0 kW未満）

※1 蓄電池容量及び太陽光発電設備容量による上限があります。

※2 戸建て住宅に設置されるV2H

※3 太陽光、V2H及びEV・PHVが揃う場合は、補助率10/10が適用となります。

※4 ヒートポンプ給湯器（エコキュート及びハイブリッド給湯器）を同時設置した場合も適用となります。

※5 V2Hに併せて設置する太陽光は、発電出力3kW以上の場合、補助対象となります。

青字（6/22～申請請受付）

充電設備導入促進事業（集合住宅）について

事業概要

➤ 事業概要

集合住宅における電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用充電設備の普及拡大に向け、充電設備の設置等を支援し、充電インフラの整備促進を図る



補助対象、補助率等

➤ 充電設備導入補助

補助対象	充電設備購入費、設置工事費、受変電設備改修費
補助対象者	・集合住宅に設置する充電設備の所有者、建築主又はマンション管理組合
補助内容	<p>【充電設備購入費】 補助対象経費と国補助額の差額（機種に応じた上限あり）</p> <ul style="list-style-type: none">・超急速充電設備 10/10・急速充電設備 10/10・普通充電設備 1/2 <p>【設置工事費】 補助対象経費と国補助額の差額</p> <ul style="list-style-type: none">・超急速充電設備 10/10（上限500万円）・急速充電設備 10/10（上限6万円/kWで上限309万円）・普通充電設備・コンセント 10/10（上限60万円／基、2基目以降30万円）・コンセント以外 10/10（上限81万円／基、2基目以降40万円） <p>【受変電設備改修費】 補助対象経費とその他補助額との差額</p> <ul style="list-style-type: none">・受変電設備改修費 10/10上限：435万円
事業期間	令和4（2022）年度～令和6（2024）年度まで

➤ 太陽光発電システム及び蓄電池

補助対象	太陽光発電システム、蓄電池の導入費
補助対象者	集合住宅にV2Hを導入する建築主又はマンション管理組合等
補助内容	<p>【太陽光発電システム】 ・購入費・工事費 10/10（上限30万円/kW）</p> <p>【蓄電池】 ・購入費・工事費 10・10（上限20万円/kWh） ※太陽光発電システムと蓄電池で最大1,500万円</p>
事業期間	令和4（2022）年度～令和6（2024）年度まで

※ 本資料は現時点での内容であり、近日中に正式確定する予定

【問合せ先】	<助成事業の概要に関すること> 東京都環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課 電話：03-5388-3553	<申請手続きに関すること> 公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター 電話：03-5990-5159
--------	--	--

令和4年度

電気自動車等用の充電設備導入に係るマンションアドバイザー派遣

—マンション管理アドバイザー制度—

東京都内全体の二酸化炭素排出量のうち約2割を運輸部門が占めており、その8割が自動車からの排出です。このため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をはじめとしたゼロエミッションビークルの普及が重要です。

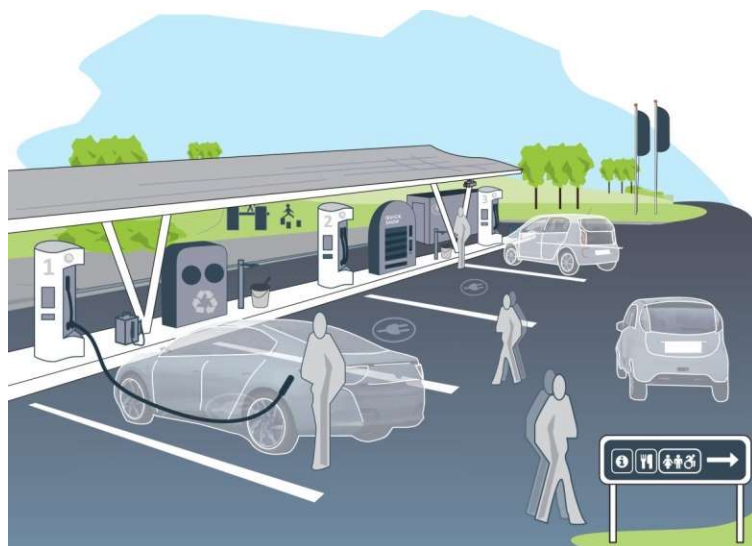
当制度では、この度、電気自動車等の普及に向けて、マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関するアドバイスをB-7コースで実施します[※]。

東京都内のマンションの所有者や管理組合等の皆様、充電設備の設置をご検討してみませんか？

<相談できる内容>

マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関すること

- ・充電設備の種類、設置工事の内容
- ・管理規約等の改正にかかる合意形成
- ・利用料の徴収方法
- ・消防法等の必要な諸手続き
- ・他の集合住宅での充電器設置事例
- ・補助金の有無（充電設備等設置に関する）
- ・その他関連する情報提供



<利用料金>

無料

<対象者>

管理組合、区分所有者の任意団体（管理組合が組織されていない場合）、区分所有者、賃貸マンションの所有者

<受付窓口>

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進部（マンション管理アドバイザー制度担当）

〒160-0023 新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE2 階

TEL : 03-5989-1453 FAX : 03-5989-1548

ご利用は、まちづくりセンターのホームページ(<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>)から申込書をダウンロードし、必要事項を記入し上記宛先までご送付ください（郵送、FAX、メール）。

3週間後以降の希望日を予めご検討いただき、お電話で事前相談していただくとスムーズです。

※マンションアドバイザーは、マンション管理士又は一級建築士を有し、かつ、集合住宅の維持管理や改修に必要なノウハウ、それに伴う相談経験のある者が、常に公正、公平で中立的な立場でアドバイザー業務を行い、依頼者への説明に当たり、営利目的を排し、特定のメーカー、対象事業者等に不当に利益又は不利益を与えるような説明、助言は行いません。

※令和4年度中に派遣が決定したものに限りさせていただきます



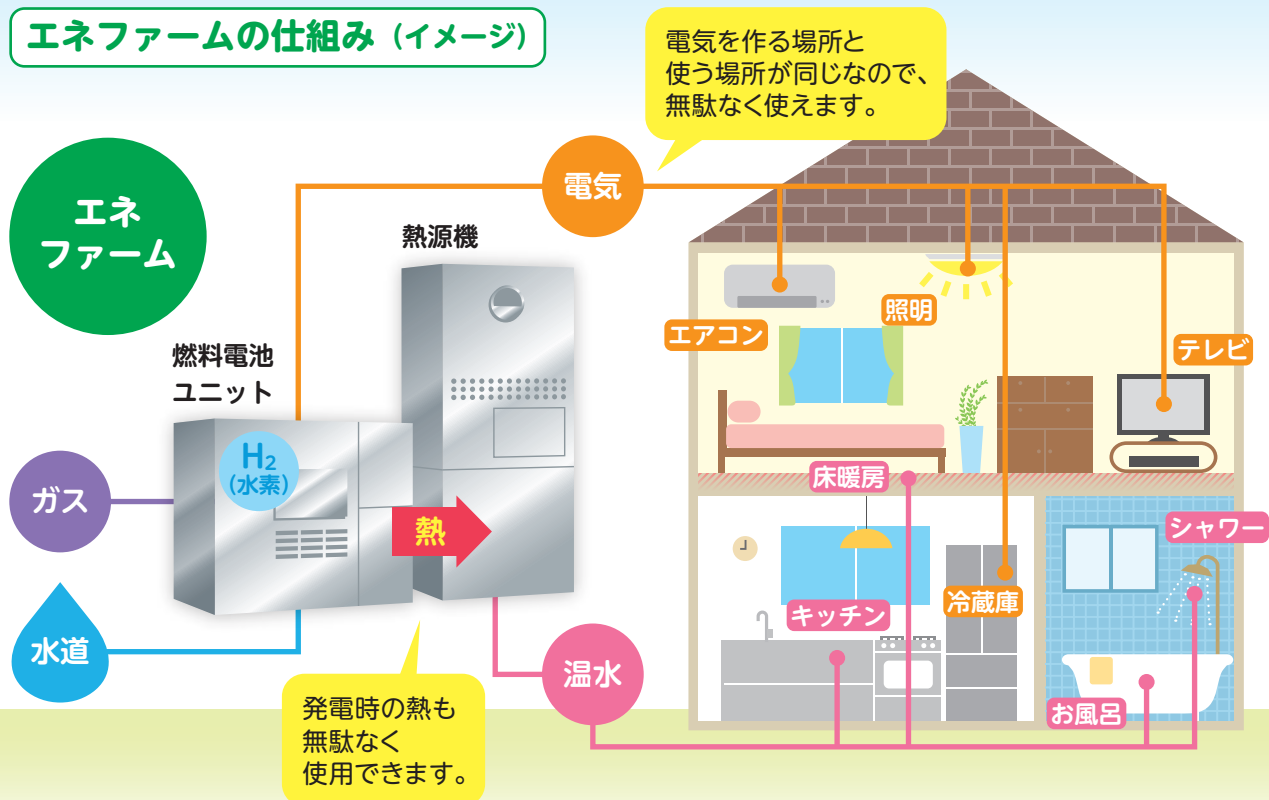
集合住宅にも

戸建住宅にも

エネファームの導入を 東京都が支援します!

東京都は、家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を目的として、戸建住宅や集合住宅への家庭用燃料電池（エネファーム）の設置に対して助成を行っています。

エネファームの仕組み（イメージ）



助成対象機器

家庭用燃料電池（エネファーム）

- 都市ガス等から取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて電気を作り出します。このとき発生する熱でお湯を沸かし、給湯や暖房などにも利用できます。また、ガスの供給があれば停電時にも発電を継続できます。

〈エネファームの種類〉 PEFC：固体高分子形燃料電池を活用する家庭用燃料電池
SOFC：固体酸化物形燃料電池を活用する家庭用燃料電池



公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）

助成対象者

助成対象機器の所有者、集合住宅の管理組合、住宅供給事業者（国・地方公共団体を除きます。）

助成条件

- ① 都内の住宅に新規に設置された助成対象機器であること。
- ② 助成金の交付を受けたエネファームの所有者は、原則、エネファーム設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、公社が求めた場合に提供すること。
- ③ 停電時発電継続機能付きであること。

※助成条件に関する詳細は手引き等をご確認ください。

受付期間

※電子申請をご利用いただけます。

PEFCの申請期間等を延長しました！

申請区分	助成対象機器	設置期間	事前申請の受付期間	交付申請（兼設置完了書）の受付期限 ^{※3}
一般申請	PEFC	令和5年3月31日まで	—	令和5年3月31日まで
	SOFC	令和6年3月31日まで	—	令和6年3月31日まで
事前申請 ^{※1}	PEFC	令和6年9月30日まで	令和4年12月1日から 令和5年3月31日まで	令和6年9月30日まで
	SOFC	令和7年9月30日まで	令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで
特例申請 ^{※2}	PEFC	令和6年9月30日まで	令和5年3月31日まで	令和6年9月30日まで
	SOFC	令和7年9月30日まで	令和6年3月31日まで	令和7年9月30日まで

※1 「事前申請」とは、一般申請（設置後申請）で定める交付申請の受付期限までに一般申請をすることが困難であることが認められる場合の申請をいいます。

※2 「特例申請」とは、住宅供給事業者による申請をいいます。

※3 上記交付申請の受付期限にかかわらず、領収書等に記載された領収日から6か月以内の交付申請が必要です。

★受付期間にかかわらず、予算がなくなり次第終了します。

助成額等

助成対象機器	補助率	上限額 [※]
PEFC	機器費の 5分の1	7万円／台（戸建） 12万円／台（集合）
SOFC (700W)		10万円／台（戸建） 15万円／台（集合）
SOFC (400W)		7万円／台（戸建） 12万円／台（集合）

※上限額は助成対象機器の市場価格等に応じて、毎年度見直されます。

東京都地球温暖化防止活動推進センター
(クール・ネット東京)
スマートエネルギー都市推進担当

〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
TEL：03-5990-5086

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

詳しくはクール・ネット東京ホームページをご覧ください▶▶▶
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart



リサイクル適性[Ⓐ]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。